

【特記仕様書（例）】

設計変更確認会議について

本工事は、適切な設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、工事書類の作成等について、受発注者が一堂に会し、確認・共有することを目的として開催する「設計変更確認会議（以下「確認会議」という。）」の試行対象工事である。

実施にあたっては、下記の事項に留意するものとする。

1 開催方法

受発注者いずれかの要請により確認会議を開催する。

2 参加者

確認会議の構成員は、下記を標準とする。

（１）受注者側 現場代理人

このほか、主任（監理）技術者、会社役員など、複数人による参加が望ましいが、やむを得ない場合は、現場代理人のみ参加でも成立とする。

また、必要に応じて下請会社等の担当者も参加可能とする。

（２）発注者側 総括監督員、主任監督員、監督員

ただし、やむを得ない場合は、総括監督員、主任監督員のどちらか1名と監督員の参加により成立とする。

総括監督員は必要に応じて建設管理部担当課職員の出席を求めることができる。

また、必要に応じて当該工事に係る施工管理業務、現場技術業務等の受託者も参加可能とする。

3 打合せ事項

- ・ 設計変更内容等～ 設計変更対象項目の確認、対象数量、設計変更理由、一時中止等の判断、請負代金額など
- ・ 工事書類 ～ 二重納品の防止を含めた必要書類の確認など

4 協議資料

協議に必要な資料は、受発注者双方で準備するものとし、極力、既存資料を活用するものとする。

5 協議記録

協議記録は、工事監督員がとりまとめ、施工協議簿を作成することとする。

6 アンケート調査

受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は、協力するものとする。

アンケートは、以下のURL（建設管理課アンケートの部屋）から、Web入力形式で回答すること。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/enquete_room.htm